

平成 30 年度

在宅就業等雇用促進業務

説明書

- I. 募集要項 P 1
- II. プロポーザル作成要領 P 11
- III. 提出様式 別添

平成 30 年度
在宅就業等雇用促進業務

説明書

I. 募集要項

1 業務の目的

本業務は、岩見沢市総合戦略の基本目標「安定した雇用を創出」のもと、岩見沢市の地域特性である「ICT 環境」を活かした新たな就業機会を創出することを目的とする。

具体的な地域特性としては、ICT 活用による地域経済活性化の拠点施設として平成 16 年度に開設した「岩見沢市新産業支援センター」や雇用拠点施設として市内 SPC により平成 20 年度に開設された「IT ビジネスセンター」を中心に、ICT 関連企業の進出・創業が進み、これまで延べ 861 名（平成 29 年 3 月現在）の地域雇用がなされるなど地域産業のひとつとして拡大してきていること、さらには、基礎自治体として全国初の整備を行った自営光ファイバ網を基に、有線と無線を組み合わせた環境構築により行政区域全域でブロードバンド利用環境を実現していることが挙げられる。

このような地域特性を背景に、既に進出・創業されている企業による地元雇用拡大や新たな企業進出等による雇用創出に向けた取り組みとして、平成 27 年度より企業への就業に際し必要とされるスキル（資格等）や技量を身に付ける研修や、子育てや家族の介護など何らかの事由により通勤が困難な市民でも就業が可能な在宅型就業に関する研修等を通し、企業の人材ニーズを地元で輩出するための人材育成を目指す研修を実施してきたところである。

これまでの実績に鑑み、岩見沢市への進出企業や進出予定企業がサービスを具体的に展開するために必要となる企業側ニーズ（雇用ニーズ）への対応として、企業側が求めるスキルや資格の取得を促すなど地元雇用に関する採用側と働き手側双方が持つニーズのマッチングを図る人材育成のさらなる推進を目指す。

2 業務内容

前項の目的を達成するため、「3 研修内容」に示す研修を実施する。

(1)業務名

「在宅就業等雇用促進業務」

(2)実施期間

委託契約日から平成 31 年 3 月 29 日

(3)予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）

21,000,000 円

(4)募集事業者

単独事業者又は複数事業者によるコンソーシアム

(5)研修受講対象者

市内に居住する者を原則とする。

ただし、研修受講後、企業等への就業が実現した際には岩見沢市内への居住を予定する者も対象とする。

(6)研修対象人数

合計 80 人程度（予定）。

(7)KPI

新規就業者数 60 人

3 研修内容

(1)研修の構成

本業務における研修は、企業ニーズに即した人材輩出に向け次の構成を基本とする。

- ・基礎研修（資格取得など）
- ・職種別技能研修（OJT 等を含む）

当該研修を通じ、企業への就業に際し必要とされるスキル（資格等）や技量を身に付けるとともに、子育てや家族の介護など何らかの事由により通勤が困難な市民でも就業が可能な在宅型就業に関する研修や、地元企業や岩見沢市への進出企業（予定を含む）における「人材ニーズ」を地元で輩出するための人材育成を目指す研修等を連動させて構成すること。

なお、「人材ニーズ」については、提案前に独自に調査を行うこととし、調査方法や選定理由等を提案書に明記すること。

(2)就業先の確保

当該研修後の就業先として、岩見沢市内企業（進出予定企業を含む）を前提とするが、今後岩見沢市への進出の可能性があり、かつ、岩見沢市からの通勤が可能な

近郊に立地する企業についても対象とする。

また、子育てや家族の介護など何らかの事由により通勤が困難な市民でも就業が可能な在宅型テレワーク等についても、新たな就業環境として積極的に提案すること。

(3)研修参加者の募集及び決定

本業務にて実施する研修への参加募集について、事業内容の広報をはじめ、リーフレット・ポスター作成・設置や参加希望者に対する説明会の開催等は受託者が実施すること。

なお、岩見沢市は、「広報いわみざわ」への掲載、岩見沢市公式ホームページ掲載等を予定する。

また、研修説明会を開催する場合には、子育て中の参加者を配慮し、乳幼児の託児について対応すること。

(4)研修実施上の留意点

①研修の到達目標を示し、研修期間中に適宜到達度審査を行うとともに、必要な水準に達していない者に対して適切な指導を行うこと。

②目標とするスキルレベルに達しない者、また、著しく意欲に欠ける者や受講の継続を辞退した者については、市と協議のうえ研修への参加を中止させるとともに、その結果を本人に書面にて通知すること。

③研修の実施方法や時間について、子育て中の参加者にも配慮したものであること。

4 業務処理の留意点

(1)実施体制

本業務における目的達成のため、研修はもとより、研修参加者の就業相談や就業先の確保等を一体的に行う体制を構築すること。

(2)機密保持

本業務における一連の作業において、個人情報や機密情報の漏洩がないようにセキュリティに万全の体制をとること。併せて、受託した業務資料の保管・保存には最善の注意を払いその内容を漏らさないために、機密保持契約などにより厳密に保管すること。

(3)実施場所

受託者は、研修参加者の交通の利便性や就業先企業・市との連携などを考慮し、市内に本業務実施に適した場所を選定・設置すること。

(4)研修受講者への支援

受託者は、研修参加者に対し必要に応じ技術面での支援に加え、就業面について相談支援に応じる仕組みを設けること。

(5)備品等の取り扱い

本業務に必要な物品のうち、備品に該当する物品（その性質または形状を変えることなく相当長期間（1年以上）にわたり使用できるもの）は、リース又はレンタルにより調達すること。ただし、リースあるいはレンタルでの対応が妥当でないと判断される場合は、市と受託者が協議のうえ、購入する場合もある。

(6)再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、契約に際して再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(7)権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権、購入備品等の所有権は、原則として委託料の支払が完了したときに受託者から市に移転する。ただし、事業終了以降、受託者が自ら事業継続するうえで必要とされる著作権、備品等について、引き続き受託者が使用できるように必要な手続きを行う。

(8)市への報告

①事業執行状況の報告

事業の執行状況について、毎月、市に報告書を提出すること。また、必要に応じ、市は報告を求めることができる。

②実績報告

事業結果について、実績報告を市に提出すること。

5 その他

(1)個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務の遂行に際して知り得た情報等については、委託業務期間中及び委託業務期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。なお、事業開始時に、個人情報を適切に取り扱うための個人情報取扱要領等を作成すること。

(2)その他

本書に記載のない事項については、市と協議を行うものとする。

6 募集方法

(1)スケジュール

項 目	日 程
①募集要項等の公表・配布	平成 30 年 3 月 30 日(金)～4 月 24 日(火)
②募集要項等に関する質問受付	平成 30 年 3 月 30 日(金)～4 月 6 日(金)
③質問に対する回答公表	平成 30 年 4 月 11 日(水)
④参加表明書・企画提案書受付期間	平成 30 年 4 月 12 日(木)～4 月 24 日(火)
⑤企画提案審査会の開催 (プレゼンテーションの実施)	平成 30 年 4 月下旬頃
⑥審査結果の通知・公表	平成 30 年 5 月初旬頃

(2)募集要項等の配布

①配布場所

〒068-0034

岩見沢市有明町南 1 番地 20 岩見沢市自治体ネットワークセンター3 階

岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室情報化推進係

②配布期間 平成 30 年 3 月 30 日(金) から平成 30 年 4 月 24 日(火) まで (土・日・祝を除く、9 時から 17 時 30 分まで)

※募集要項、プロポーザル作成要領及び提出様式は岩見沢市公式ホームページからダウンロードすることができる。

(3)質問の受付

①受付期間

平成 30 年 3 月 30 日(金) から平成 30 年 4 月 6 日(金) 17 時 30 分まで

②質問書の提出方法

企画提案を行うに当たって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を企業立地情報化推進室あてにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word とすること。）を添付し提出すること。

※メールでの提出の際は、件名を「在宅就業等雇用促進業務に関する質問」と記載すること。

③回答の公開

平成30年4月11日（水）までに、岩見沢市公式ホームページ上で公開する。

(4)参加表明書・企画提案書の提出について

参加表明書、企画提案書の記載に際しての留意事項は「Ⅱ. プロポーザル作成要領」のとおりとする。

- ① 提出書類 ・参加表明書、様式1～5
 - ・法人税、消費税及び地方消費税、市税に滞納がないことの証明書（発行日から3か月以内、写しでも可、国税の場合は納税証明書その3の3）
 - ・様式4に係る履行実績が分かる資料の写し
 - ・コンソーシアムについては、コンソーシアム構成員の業務分担等を取り決めた協定書の写し
- ② 提出部数 8部（税に関する証明書は1部のみ）
- ③ 提出場所 下記【担当部局】に提出のこと
- ④ 提出期限 平成30年4月24日（火） 17時30分
- ⑤ 提出方法 提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）

(5)留意事項

参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合は、無効となる場合があるので留意すること。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項のすべて又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

【担当部局】

〒068-0034

岩見沢市有明町南 1 番地 20 岩見沢市自治体ネットワークセンター3 階
岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室情報化推進係

電話 0126-25-8004

FAX 0126-32-2337

e-mail : media@i-hamanasu.jp

7 企画提案の選定

(1)資格審査

企画提案書の提出後、応募者の参加資格要件について審査し、審査の結果、要件を満たさない応募者は失格とする。

① 参加資格

ア 単独事業者または複数事業者によるコンソーシアム

イ 単独事業者の場合は営業拠点を、コンソーシアムの場合は体制を本市あるいは近郊に有し、トラブル等が発生した場合即座に対応できること。

② 欠格事項等

次に該当する事業者及び事業者を構成員に含むコンソーシアムは、応募者となることができない。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ていない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、同法142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者

オ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(2)企画提案審査

①企画提案審査会の開催

企画提案審査会を設置し、資格審査に合格した応募者の企画提案について、プレゼンテーション審査を実施し、委託事業者を選定。

※プレゼンテーションの実施について

開催日 平成30年4月下旬頃
時間 応募者毎に時間を指定する。
実施方法 開催日時と合わせ、個別に連絡する。

②企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、提案された企画の着眼点、執行体制などを総合的に判断。

ア 本業務を遂行する能力

- (ア)本業務を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。また、コンソーシアムにおいては、各実施主体の役割と責任が明確に示されているか。
- (イ)単独事業者若しくはコンソーシアムの代表機関は本業務全体を統括する能力を有しているか。
- (ウ)単独事業者若しくはコンソーシアムの各実施主体が、本業務を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか。また、資金等について十分な管理能力を有しているか。

イ 提案内容に対する適切性・有効性

- (ア)提案は、本業務の内容・趣旨を有効に達成できるものとなっているか。
- (イ)企業が必要とする「人材ニーズ」を選定するための調査方法、選定方法は、適切なものとなっているか。
- (ウ)就業先は、通勤型スタイルだけではなく、子育てや家族の介護など何らかの事由により通勤が困難な市民に対しても就業が可能となっているか。
- (エ)就業先は、仕事を定常的に与えられる企業であるか。
- (オ)研修プログラムの実施計画は、適切なものとなっているか。
- (カ)業務の管理等を行うための取り組みを構築しているか。
- (キ)個人情報や機密情報の漏洩が無いようにセキュリティに万全の体制をとっているか。

なお、ISMS（Information Security Management System 情報セキュリティ管理システム）を取得している場合は、提案書に記載すること。

- (ク)業務の実施に適した場所を選んでいるか。
- (ケ)参加者に対して、必要に応じ技術面での支援に加え、就業面について相談支援に応じる仕組みを設けているか。

ウ 本業務の遂行の確実性

- (ア)実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、本業務の実施計画が無理なく組み立てられており、本業務の確実な実施・運営が見込まれるか。

エ その他

- (ア)独自の創意工夫が見られるか。

(3)審査結果の通知及び公表

実施候補に選定された提案者については、平成30年5月初旬頃に応募者に対して速やかに審査結果を通知するとともに、岩見沢市公式ホームページに掲載する。

(4)留意事項

審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

8 契約の締結、業務の執行

(1)契約の締結

契約は、選定された委託事業者と当市の間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で締結する。この協議の結果、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2)業務の適正な執行に関する事項

①関係法令の遵守について

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

②業務の一括再委託の禁止について

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

再委託を必要とする場合は、企画提案書「3」に必要とする理由、範囲、再委託先及び予定金額を明記すること。

③個人情報の保護について

受託者が当業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合には、岩見沢市個人情報保護条例（平成15年岩見沢市条例第19号）、岩見沢市個人情報保護条例施行規則（平成15年岩見沢市規則第29号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

④守秘義務について

受託者は、当業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

II. プロポーザル作成要領

1 プロポーザルの内容

- (1) プロポーザルは、別添の書式に基づき作成するが、ワープロ浄書することや紙面を適宜増やすことは差し支えない。
- (2) 様式の規格はA4版タテとする。
- (3) 企画提案書作成にあたり、文章を補完するための最小限の写真や、イラスト、イメージ図は使用して差し支えない。

2 参加表明書作成上の留意事項

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書、様式1～5に必要事項を記載し、提出すること。

- (1) 参加表明書を作成する際、コンソーシアムの場合は、コンソーシアム代表企業の住所、法人名及び代表者の職・氏名を記載し、押印すること。

3 企画提案書作成上の留意事項

(1) 様式1

- 1) 「団体名」について、コンソーシアムの場合は、代表となる団体名（1社）を記載すること。
- 2) 「代表者名」について、コンソーシアムの場合は、代表となる団体の代表者（氏名、役職）を記載すること。
- 3) 「実施責任者」について、コンソーシアムの場合は、実施責任者（プロジェクトリーダー）は、代表団体に所属している者とする。
- 4) 「提案内容」は、実施計画書（様式2）の内容を要約し、簡潔に記載すること。

(2) 様式2

- 1) 「1（1）事業の詳細」は、提案する事業の内容を詳細かつ具体的に記載すること。
- 2) 「2（2）②」は、ニーズ調査方法、選定理由等を記載すること。
- 3) 「2（2）③④⑤」は、想定する就業先についても記載すること。
- 4) 「2（4）①」は、その地域独自の創意工夫をした点について記載すること。
コンソーシアムの場合は、全ての構成員について記載すること。

(3) 様式3

- 1) 「事業スケジュール」は、委託業務開始から平成31年3月29日までのスケジュールを記載すること。
- (4) 専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

4 参加表明書、企画提案書提出にあたっての留意事項

- ① ファックスによる提出は認めない。
- ② 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ③ 提出された書類等については返却しない。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 提出期間終了以降における差し替えや再提出は認めない。
- ⑥ 提出された企画提案書は企画提案の特定以外には、提出者に無断で使用する
ことはない。
- ⑦ 提出された書類は、企画提案の特定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成
することがある。
- ⑧ プロポーザル参加事業者として認められた事業者は公表できるものとする。
- ⑨ 公平性、透明性、客観性の確保を期するため、提出された企画提案書を公表
できるものとする。
- ⑩ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、
使用することはできない。